

日中青年会議運営委員会 規約

第一章 総則

第一条 名称

本会は、日中青年会議運営委員会（英語名称：Sino-Japan Youth Conference）と称する。

第二条 事務所

本委員会の事務所は代表者の自宅とする。

第三条 目的

本会は、若者による草の根の日中関係の改善を目指し、毎年夏に行われる一週間のサマープログラムである「日中青年会議」及び、日中関係に関するイベントの準備・運営の業務を円滑に進めることを目的とする。

第四条 事業

本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- 一 日中青年会議の企画・運営事業
- 二 日中関係に関するイベントの企画・運営事業
- 三 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第二章 組織

第五条 会員

本会の会員は、次の一種とする。

- 一 本会の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人

第六条 入会

本会の会員は、以下に定められた規定に基づいて選出される。

原則として、ユナイテッド・ワールド・カレッジ在籍者、日中青年会議過去参加者の中から、募集し、以下の選考を行う。

一 会員の入会については、書類審査と面接を経て、会議運営を遂行する実力があることを日中青年会議運営委員会から認められることを条件とする

二 日中青年会議委員会は、公平に審査を行わなければならない。

第七条 会員の業務

一 会員は、正当な理由がない限り、二年間継続して活動に従事する。

二 会員は、本会の事業の運営を円滑に進めるための各業務に積極的、かつ責任感を持って従事するものとする。

第八条 退会

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

一 会員となってから二年が経過したとき

二 退会する正当な理由が日中青年会議運営委員会に認められたとき

三 日中青年会議運営委員会の会員からの連絡に二ヶ月以上応答しなかったとき

第三章 役員

第九条

本会に次の各号に掲げる役員を置く。

一 会長 (Regional Coordinator) 1人

二 副会長 (Vice Regional Coordinator) 1人

三 会計 (財務が兼任) 3人

四 監事 1人

第十条

役員は総会において、会員の中から選任する。

第十一条

一 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序に従って、その職務を代行する。

三 会計は、本会の会計を担当する。

四 監査は、会社の会計を監査する。

第四章 総会

第十二条

本会の総会は正会員を持って構成し、必要があるときに開催するものとする。

第十三条

総会は、以下の事項について議決する。

- 一 会則の変更
- 二 解散
- 三 事業の変更
- 四 事業報告及び収支決算報告
- 五 役員を選任または解任
- 六 その他会の運営に関する重要事項

第十四条

総会の議事については、議事録を作成する。

第十五条

本会の事業年度は、9月1日に始まり、翌年8月31日までとする。

第十六条

この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て代表が別に定める。

第十七条

この会則は、総会において、出席者の三分の二以上の承認がなければ変更できない。